

令和四年六月十四日受領  
答弁第八七号

内閣衆質二〇八第八七号

令和四年六月十四日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員井坂信彦君提出褒章及び叙勲受章者の伝達式に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出褒章及び叙勲受章者の伝達式に関する質問に対する答弁書

一から四まで及び六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、旭日中綬章、旭日小綬章、旭日双光章、旭日単光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章、瑞宝単光章、褒章等（以下「中綬章等以下の叙勲及び褒章」という。）については、「勲章、記章、褒章等の授与及び伝達式例」（昭和三十八年七月十二日閣議決定）第四条において、「所管大臣が適宜受章者に伝達する」とされているところ、各府省等が地方公共団体を通じて受章者に伝達している場合もあるが、こうした地方公共団体において行われる伝達式について、財政的に支援することや、内閣府においてその実施状況を統一的に把握することは行っていない。なお、例えば、同府においては、春秋の叙勲・褒章等に際し、各府省等に対し、伝達に当たって、新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底に留意するよう周知しているところである。

中綬章等以下の叙勲及び褒章に係る拝謁については、令和二年春の叙勲・褒章等以降、その人数の規模等からみて、拝謁のためのバス移動を含め、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図ることができないことから、受章者の安全等に鑑みて、実施しないこととしている一方、現在、拝謁の代替とし

て、「令和四年春の叙勲の親授式等について」（令和四年四月七日付け内閣府賞勲局総務課長事務連絡）等において記載されているとおり、感染防止対策の徹底を図ることができる形で、「宮殿内見学と写真撮影」を実施することとしているところである。

#### 五について

お尋ねについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況、感染防止対策に係る知見の集積等を踏まえつつ、検討してまいりたい。